

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	平野 (平野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

対象区域の農業者43名の年齢構成は、69歳以下が34%,70歳以上が66%である。10年後は、70歳以上が92%となる。作物は79%が稲作であり、その他、野菜、麦大豆である。圃場整備済みで、対象地域の荒廃状況については、離農者は概ね認定農業者と委託契約している。離農による放棄田は少ない。現状、認定農業者が対象地域の61%の面積を担っている。39%の面積が個人経営者であるが、10年後は認定農業者が64%を担うことになる。個人経営者は36%になる。なお、個人経営者も高齢化するため経営の維持は課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上記、10年後の個人経営者の経営維持が課題となるので、予測は難しい。現在と同程度の稲作が継続されると良いが、離農が増えると、認定農業者への依存度が高まる。地域の所得向上については、小規模農家は、実質的な利益は現状も将来も見込めず、経営的には困難である。米以外の作物への転換も同様で、初期投資が必要で、経営の軌道に載せることは、高齢化、後継者不足の現状では難しい。将来のあり方としては、資本金のある認定農業者に水稲作付けを中心に、麦、大豆、さつまいも等を栽培する経営方法に期待し、継続困難な小規模農家は認定農業者へのスムーズな移行が望ましいと考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手（認定農業者）と良好な関係を保ち、離農した農地について、地主に意向を確認して、随時、契約を促していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画に沿って、農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
対象地域の圃場整備事業は終わっている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の所、認定農業者（長谷工あんしんデリ）と、地元の農工房ひらのが主に農作業を受託されている。今後も安定した農業経営に期待したい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAのドローンによる病害虫に対する農薬空中散布の委託は継続する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害防止対策については今後も防護柵の補修点検をし、有害鳥獣用箱罠の設置を継続する。				